

訂 正 公 告

公告第33号(令和8年6月15日)により公告した下記件名の入札の一部を次のとおり訂正する。

1 件 名 航空装備研究所衛星通信サービス

3 入 札 ① 日 時 令和8年7月15日(水)14時00分

- 2 訂 正 箇 所 旧
- ② 電子入札・開札システムの利用
《電子入札による入札書受領期間》
公告日から令和8年7月14日(火)17時15分まで(行政機関の休日を除く)。
また、電子入札・開札システムにより難しい者は、担当官の承諾を受けて、紙入札方式に代えるものとする。この場合、令和8年7月14日(火)17時15分までに下記問合せ先に「紙入札方式参加承諾願」を提出すること。

⑤ 提出資料
(2) 指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせる場合は、下請負確認申請書を令和8年7月14日(火)17時15分までに提出するものとする。

3 入 札 ① 日 時 令和8年7月29日(水)14時00分

- 2 訂 正 箇 所 新
- ② 電子入札・開札システムの利用
《電子入札による入札書受領期間》
公告日から令和8年7月28日(火)17時15分まで(行政機関の休日を除く)。
また、電子入札・開札システムにより難しい者は、担当官の承諾を受けて、紙入札方式に代えるものとする。この場合、令和8年7月28日(火)17時15分までに下記問合せ先に「紙入札方式参加承諾願」を提出すること。

⑤ 提出資料
(2) 指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせる場合は、下請負確認申請書を令和8年7月28日(火)17時15分までに提出するものとする。

3 仕様書 別添の仕様書に変更する。

本書記載事項に関しては、航空装備研究所 管理部会計課調達係に照会のこと。

住所 東京都立川市栄町1-2-10 防衛装備庁 航空装備研究所 管理部会計課調達係
TEL 042-524-2411(内線)640 担当:國金

品 件 名	航空装備研究所衛星通信サービス	仕様書番号	第GAC1-JK-1004号
		作成年月日	令和8年4月30日
		作成部課名	航空装備研究所 航空機技術研究部 航空機システム・無人 機知能化研究室

1. 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、航空装備研究所航空機研究センター（以下「航空機研究センター」という。）の衛星通信サービス（以下「本役務」という。）について規定するものである。

1.2 関連文書等

この仕様書に関連する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。ただし、本契約締結後に当該文書に改訂があった場合には、その適用について官と協議するものとする。

1.2.1 関連文書

- (1) 電波法（昭和25年法律第131号）
- (2) 消防法（昭和23年法律第186号）
- (3) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- (4) 建設業法（昭和24年法律第100号）
- (5) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）
- (6) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）
- (7) 公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成13年3月9日）
- (8) 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
- (9) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- (10) 個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）

1.2.2 引用文書

- (1) 建設業法
- (2) 工事検査の実施細目について（通知）（防整技第7166号。28.3.31）
- (3) 国等による環境物品等の調達推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
- (4) 環境物品等の調達推進に関する基本方針（令和8年2月3日変更閣議決定）

2 一般事項

2.1 規則遵守

駐屯地内への出入りについては必要な手続きを行うとともに、駐屯地内における行動については関係職員の指示を厳守すること。

2.2 補償

既存の施設及び機器について、汚損又は損傷のないよう適切な養生を行うこと。また、施設、機器等に損害を与えた場合は、契約相手方の責任において原状復旧を行うこと。

2. 3 環境整備

本役務場所は、常に整理、清掃を行い、回線設置が完了し検査を受ける際には、これに関する部分及び周辺の後片付け並びに清掃を行うこと。

2. 4 防火

火気の使用や溶接作業を行う場合は、火気の取扱に十分注意するとともに、消火器の準備、防災シートを設けるなど、防火措置を講ずることとし、終了後は十分に点検を行い、異常の有無を確認すること。

2. 5 喫煙

喫煙は、指定された場所において行い、消火を確実に行うこと。

2. 6 負担区分

本役務に必要な工具及び消耗品等は、契約相手方の負担とする。

3 役務に関する要求

3. 1 概要

本役務は、3階建ての航空機研究センターの屋上に通信用アンテナを設置し、航空機研究センター内にWi-Fi環境を構築した後、衛星インターネット通信サービスを提供するものである。

なお、消防法等各種法令で求められる事項を満たすために必要な作業がある場合には実施すること。

3. 2 役務内容

契約相手方は、航空機研究センター屋上（図1）に通信状況及び設置環境等から総合的に適切な場所に衛星通信アンテナを固定設置すること（航空機研究センター内へのWi-Fi環境構築を含め、以下「設置役務」という）。

航空機研究センターの1階～3階の図2～図4の赤枠内の各部屋でWi-Fi接続可能な環境を構築すること。

さらに、設置役務完了後はそれらによる通信サービスを提供することとする。

役務内容は下記(a)～(h)を満たすこと。

- (a) 衛星アンテナ、アンテナ土台、電源ユニット、Wi-Fiルーター、各種ケーブル類など、役務に必要な物品を必要数揃えること。
- (b) 航空機研究センター内の配線は努めて既存の空調ダクト穴等を活用すること。
- (c) メッシュWi-Fi方式を採用するなど広く安定したWi-Fi接続を実現し、メインルーターやサテライトルーターは障害物の近くを避け、床面から十分な高さをもって設置すること。
- (d) Wi-Fi規格はIEEE802.11axに対応していること。
- (e) 通信容量は月当たり2TB以上とすること。
- (f) 通信速度についてはベストエフォート方式とすること。
- (g) 低遅延（数十ミリ秒程度）での通信を可能とすること。
- (h) 光ケーブル、LANケーブルの本数や建物固定場所・方法等は官と調整のうえ決定すること。

3. 3 安全管理

作業にあたっては、安全管理に十分注意を払うものとする。

4 役務期間及び役務日時

4. 1 役務期間

役務のうち、設置役務の期間は契約締結の翌日から令和8年11月2日までとし、通信サービスの提供は令和8年11月2日から令和9年3月31日までとする。

4. 2 役務日時

役務のうち、設置役務の日時は4. 1項に示す期間の08:30から17:15の間の平日を基準とし、やむを得ず時間外、土曜日、日曜日及び祝日の作業が発生する場合は官と調整すること。

なお、設置役務の実施にあたってはあらかじめスケジュール表を作成し、官と調整のうえ決定するものとする。

5 役務場所

防衛装備庁航空装備研究所（東京都立川市栄町1-2-10）

6 検査

検査は、3. 2項について、設置役務に関しては1. 2. 2項の（3）及び表1の提出書類のうち番号7に基づき実施し、通信サービスの提供に関しては、提出書類のうち番号8に基づき実施する。

7 その他の指示

7. 1 提出書類

提出書類は、表1のとおりとする。本役務を行う上で、建設業法第2条に規定する29業種の工事を行う者は、設置役務実施前に同法の第3条に規定する許可証明書、同法第19条の2に規定する現場代理人等通知書（別紙様式第1）（途中変更する場合にあつては現場代理人等変更通知書（別紙様式第2））及び同法第24条の8に規定する施行体制台帳の写しを官に提出し官と調整するものとする。また、公共建築改修工事標準仕様書第2節に規定する施工図等及び工事の記録等を表1の設置役務に関する図面、設置役務完了報告書にて示すこと。設置役務完了報告書には、通信回線の導通確認結果も添付すること。なお、役務完了報告書には毎月の通信利用量など通信の履歴を含めること。1. 2. 1（9）及び（10）に該当する事項がある場合、事前に官と調整の上、作成するものとする。

表1以外に法定の届出等が必要な場合には提出すること。

表1 提出書類

番号	名称	部数	提出時期	提出場所	備考
1	許可証明書	1部	設置役務実施前	防衛装備庁 航空装備研究所	電子媒体(書込み禁止としたDVD-R)
2	現場代理人等通知書 (別紙様式第1)	1部			
3	実施体制台帳の写し	1部			
4	現場代理人等変更通知書 (別紙様式第2)	1部	現場代理人 変更後速やかに		
5	スケジュール表	1部	契約後速やかに		
6	設置役務完了報告書	1部	通信サービス提供開始前		電子媒体(書込み禁止としたDVD-R)注:設置役務実施時及びその前後の写真を添付すること。設置した機器等に法定の点検等が必要な場合は記載すること。
7	役務完了報告書	1部	検査前		電子媒体(書込み禁止としたDVD-R)
8	設置役務に関する図面	1部	設置役務実施前		
9	工事材料搬入報告書 (別紙様式第4)	1部			
10	積算価格内訳明細書	1部	契約後速やかに		

※番号4については、現場代理人等の変更があった場合のみ提出とし、番号6～9については、本役務のうち設置役務に関する書類とする(番号8は一部に設置役務関係を含む)。

7. 2 官側の支援

契約相手方は、本仕様書に規定する作業を実施するにあたり官の施設、設備等を使用する必要がある場合、予め官と協議の上、官の支障のない範囲において無償で支援を受けることができる。

7. 3 発生材の処理

本設置役務により生じた発生材は、官と調整のうえ、金属類と非金属類に分別し、金属類を除き廃棄物として受注者の責任において適切に廃棄、処分する。なお、金属類と非金属類が分離できないものは廃棄物として処理する。

金属類については、品目ごと(鉄くず、アルミ屑、ステンレス屑、銅くず、電線くず、鉛くず、青銅鑄鉄くず、黄銅鑄鉄くず等)の重量を集計し、官所定の場所を集積する。

7. 4 その他

設置役務の実施にあたっては、契約相手方は官と十分に調整を行うものとする。

なお、この仕様書について疑義が生じた場合は、速やかに官と協議するものとする。

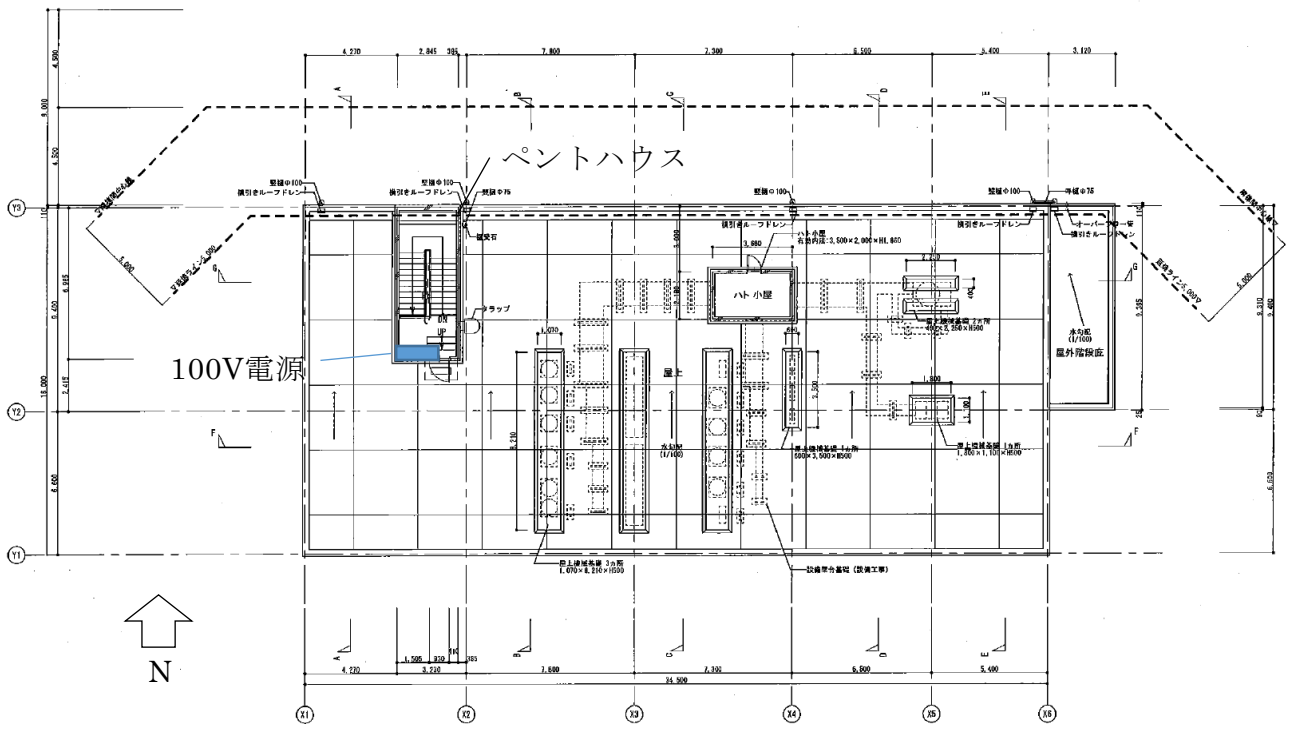


図1 航空機研究センター屋上の図面（最適な場所に衛星通信アンテナ固定設置）

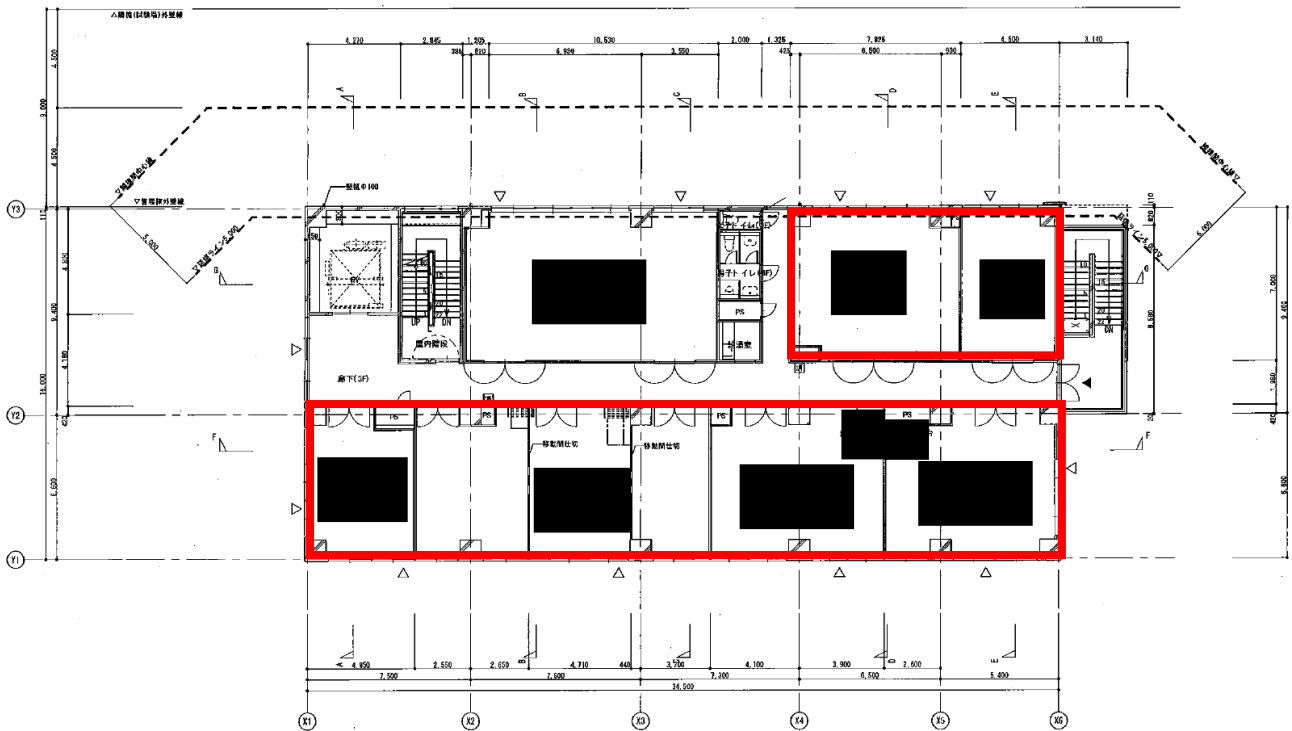


図2 航空機研究センター3階平面図（赤枠内の部屋でWi-Fi接続可能）

現場代理人等通知書

令和 年 月 日

(発注者) 殿

受注者 住所

氏名

令和 年 月 日付をもって請負契約を締結した〇〇〇について（契約書条項による）に基づき現場代理人等下記のとおり定めたので別紙経歴書を添えて通知します。

記

現場代理人氏名

主任技術者又は
管理技術者氏名※

専門技術者氏名

※「別紙（様式任意）」「資格者証（写し）」を添付する。

令和 年 月 日

(発注者) 殿

受注者 住所

氏名

現場代理人等変更通知書

工事名：

令和 年 月 日付で通知した上記業務の（現場代理人・管理技術者・主任技術者）を下記のとおり変更しましたので、（契約書条項による）に基づき通知します。

記

現場代理人等変更年月日	令和 年 月 日
変更する現場代理人等区分	

旧現場代理人等氏名	新現場代理人等氏名
変更事由	

※「資格者証(写し)」を添付する。